【この案内が届いた方は全員提出対象者です。必ず期日までにご提出ください】

はじめにお読みください

令和6年度 **保存版**

※提出後も再提出をお願いする場合がありますので、年度内は保管してください。

令和６年８月

被保険者・被扶養者の皆様へ

コニカミノルタ健康保険組合

健康保険「被扶養者 資格調査」について

日頃より、当健康保険組合の運営についてご協力いただきありがとうございます。

この度、当健康保険組合では健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者認定状況の確認業務を実施します。

これは、すでに被扶養者として認定された方が引き続き資格があるか確認するものです。届出漏れ等により、被扶養者として該当しないはずの人を認定し続けますと、健康保険料から本来負担しなくてもよい費用を支出することになり、健保財政に大きな影響を与え、将来的には保険料の引き上げにもつながりかねませんので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

なお、本業務については「株式会社 法研」に委託をしておりますので、お問い合わせや督促連絡につきましては、「法研コールセンター」より連絡させていただきます。

以上

記

調査対象者

平成20年4月1日以前生まれ(令和6年度16歳以上)の被扶養者

※令和6年6月1日以降に新たに被扶養者認定された方は対象外です。

※ マイナンバー制度の情報連携を活用することにより扶養継続と判断できた方は対象外です。

提出書類

- **「被扶養者資格確認調書」(以下「調書」)** [別紙] ※3ページ「3.記入例」参考
- **必要書類** ※ 4ページ「4.主な必要書類の説明および注意事項」参考

提出期限

令和6年9月30日（月）必着

提 出 先

同封の返信用封筒にて委託先『(株)法研』へ送付

〒102-8790 東京都千代田区九段南1-1-5 日本臓器製薬九段ビル 5F　株式会社 法研
コニカミノルタ健康保険組合 被扶養者資格調査担当

注意事項

- 提出期限までに「調書」および必要書類の提出がない場合、または認定基準を満たしていないにもかかわらず「健康保険被扶養者(新規・異動)届」と「保険証」を提出しない場合は、職権で資格を取り消すことがあります。
- 調査の結果、認定基準から外れていると判定された方は、令和6年12月1日付にて扶養から外れることとなり、被扶養者削除の手続きを行っていただきます。その際は、「健康保険被扶養者(新規・異動)届」と「保険証」を事業所の社会保険担当者にご提出ください。(資格要件を満たさなくなった日まで遡って、削除となる場合もあります)
- 必要書類の入手費用は全額被保険者(被扶養者)負担となります。
- 「調書」および必要書類の返送は同封の返信用封筒をご利用ください。なお、個人情報保護をより厳格化されたい場合は、任意で書留郵便をご利用ください。ただし、簡易書留郵便への追加費用は全額被保険者負担となります。被扶養者資格調査は権利を主張する(被扶養者資格)ために、法律その他で義務づけられている手続きであり、返信費用については、本人負担でよいとの見解が厚生局から示されていますが、今回同封しております返信用封筒での普通郵便料金のみ、当健康保険組合にて負担いたします。
- ご提出いただいた書類の内容に応じ、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
- ご提出いただいた書類は返却できませんのでご了承ください。

お問い合せ先

コニカミノルタ健康保険組合 被扶養者資格調査専用 法研コールセンター

TEL：0800-800-7865（無料通話） 9:00～17:00 土日祝日を除く

個人情報の取り組みにつきましては、コニカミノルタ健康保険組合ホームページ の「個人情報保護について」をご確認ください。

https://www.konicaminolta-kenpo.or.jp/

委託にあたっては、委託先「株式会社 法研」の適切な管理および監督を行います。

1. 資格調査の流れ

❶ 被扶養者の認定基準

2ページ「2. 被扶養者の認定基準」

被扶養者には、保険料を負担しないで給付を受けられる代わりに、親族関係（続柄）と扶養状況（被扶養者の収入状況）について、一定の要件を常に満たしている必要があります。
ところが、時間の経過とともにその要件から外れる方が出てくるため当健康保険組合では定期的に要件が備わっているかの確認を行い、被扶養者としての資格を調査します。

❷「調書」の記入と確認

3ページ「3.記入例」

- 「調書」の被保険者・調査対象者欄の記載内容（氏名、生年月日等）を確認し、必要事項を記入のうえ、「調書」の被保険者氏名欄に捺印してください。
- 印字部分に訂正がある場合は赤二重線で消し、赤字で訂正してください（**訂正印不要**）。

被扶養者の削除手続き

7ページ「6.被扶養者の削除手続き」

- 既に削除の手続きが終了している場合(「保険証」を返却済)は、「調書」の調査対象者氏名を赤二重線で消し、備考欄に「健保提出済」と記入しご提出ください。
- これから削除の手続きをされる場合(「保険証」未返却)は、「調書」の調査対象者氏名を赤二重線で消し、備考欄に削除日と削除理由を記入しご提出ください。

❸ 調査対象者全員の必要書類の確認

4ページ「4.主な必要書類の説明および注意事項」

「調書」に記載された調査対象者の状況に応じた、必要書類をご確認ください。

❹「調書」と必要書類の提出

同封の返信用封筒にて郵送してください。
※提出いただいた書類の内容確認後、別途追加で書類を提出していただく場合がありますので、予めご了承ください。
※提出期限までに書類が揃わない場合は、揃ったものをまずはご提出ください。
追加で書類を提出いただく際は、書類の右上に『被保険者氏名』と『保険証の記号番号』をご記入ください。

重 要 提出書類についてのご注意

当健康保険組合にご提出いただく書類は、「個人番号(マイナンバー)」の記載のないものをご用意願います。
誤って、「個人番号(マイナンバー)」が記載された書類の交付を受けた場合は、「個人番号(マイナンバー)」部分をマジックペンで塗りつぶすなど、マスキングしたうえでのご提出をお願いいたします。
なお、ご提出いただいた書類の「個人番号(マイナンバー)」にマスキングがされていない場合は、当健康保険組合にてマスキングをいたします。

2. 被扶養者の認定基準

『被扶養者』として認められる親族の範囲

健康保険が認める**被扶養者の範囲は、被保険者本人から見て3親等内の親族**であり（民法上の親族と同一ではありません）、**主として被保険者の収入で生計を維持している**ことが必要です。
さらに**同一世帯**※が要件とされる親族もあります。

※同一世帯とは、「被保険者と住居および家計を共同にすること」をいいます。**二世帯住宅の場合や、住民票を世帯分離している場合は、同一世帯とは認められません。**

■……同・別居可
■……同居が条件
（配偶者は内縁の方を含みます。）

①……1親等
②……2親等
③……3親等

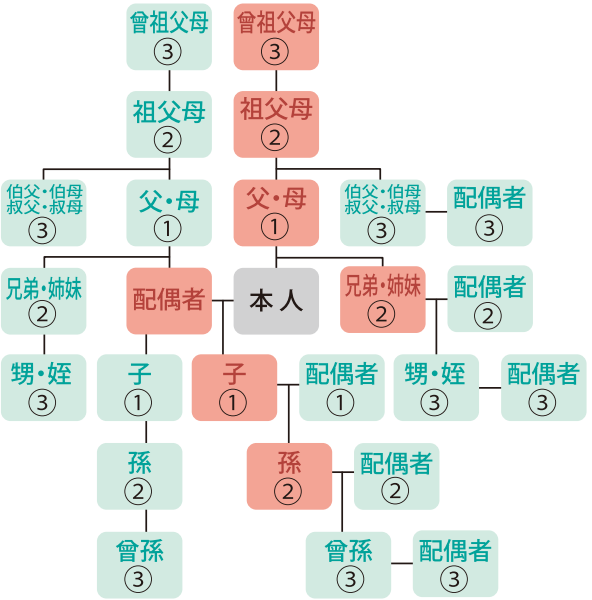

被扶養者が別居している場合

被保険者は、別居している被扶養者に生活費として送金している必要があります。
※被保険者の業務上の単身赴任、子の国内通学による別居は同居とみなします。

※ただし、75歳以上の高齢者は後期高齢者医療制度の被保険者となりますので、健康保険の被扶養者にはなれません。

認定対象者の収入の限度

厚生労働省の通達により、次の①②の両方の条件を満たしていることが必要です。

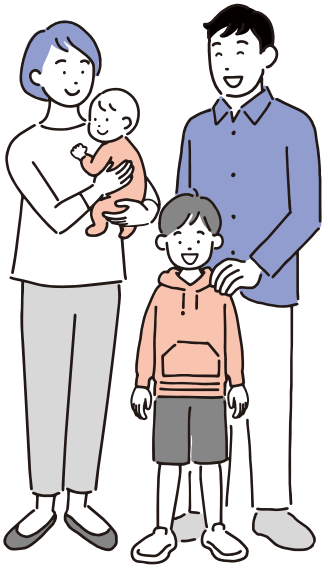

① 金 額

被扶養者の年齢など	年間収入	月額(給与・年金など)	日額(雇用保険の給付など)
60歳未満の場合	130 万円未満	108,334 円未満	3,612 円未満
60歳以上の場合	180 万円未満	150,000 円未満	5,000 円未満
障害年金受給の場合	180 万円未満	150,000 円未満	5,000 円未満

※給与収入等がある場合は月額未満、雇用保険の給付金等を受給している場合は日額未満であること

② 被保険者との世帯関係・収入・送金(仕送り)

被保険者と被扶養者が同居の場合	被扶養者の年収が被保険者の 年収の1/2未満であること
被保険者と被扶養者が別居の場合	●被扶養者の年収が被保険者からの送金額未満であること ●被保険者からの送金額が月額5万円以上であること

国内居住要件

日本国内に住所を有さない方（下記①～⑤を除く）は、健康保険の被扶養者とは認められません。

① **海外留学をする学生**
② **海外赴任に同行する家族**
③ **海外赴任中の新たな同行家族とみなせる方**（海外赴任中に生まれた被保険者の子や海外赴任中に結婚した被保険者の配偶者等）
④ **観光・保養・ボランティア活動など就労以外の目的で一時的に渡航する方**（ワーキングホリデー、青年海外協力隊等）
⑤ **前4項目の他、渡航目的やその他の事情を考慮して国内に生活の基礎があると認められる方**

3. 記入例

「調書」の該当箇所すべてご記入ください。調査対象者の続柄によって記載内容は異なります。
記入漏れ・捺印漏れがあった場合は、再提出となりますのでご注意ください。
※「調書」は調査対象者一人1枚です。

提出期限：令和6年9月30日(月) 必着

コニカミノルタ健康保険組合
（公印省略）

〒000-0000
○○県○○市○
健保　一郎　様

保険証	記号 123	番号 456	
氏名	ケンポ タロウ 健保 太郎		
日中連絡先	[電話番号] 090-1234-5678		
備考	☐ 単身赴任		

当組合で現在把握している同別居の状況を印字しています。『非同居』に☑チェックがある場合、業務上の単身赴任でなければ、送金証明書をご提出ください。
いずれも☑チェックがない場合、世帯全員の住民票を(業務上の単身赴任以外の理由による別居の場合は送金証明書も)ご提出ください。

日中に連絡の取れる電話番号を必ず記入。
※書類に不備があった場合、連絡させていただくことがあります。

業務上の単身赴任の場合は☑チェック。

該当に☑チェック。(複数選択可)

【 被扶養者資格確認調書 】

▼ 現在の状況をご記入ください。

空白の該当するすべての箇所に、ご記入をお願い致します。記入漏れがあった場合、再提出となります。

訂正が必要な場合は赤字で記入。

調査対象者				
フリガナ 氏名	ケンポ ウメ 健保 梅	続柄	母	生年月日	昭和●年1月~~11日~~ 5日
現在の職業等（複数選択可）	☑パート・アルバイト ☑年金受給者 ☐学生 ☐無職 ☐会社員 ☐自営業 ☐18歳未満			同別居	☑同居 ☐非同居

収入があったものすべてに☑チェック。

令和5年1月～12月の期間で以下の収入があった場合、☑チェックしてください。
☑雇用保険　☐傷病手当金　☐出産手当金　☐その他（　　）

令和5年1月以降に退職・廃業した方
退職日または廃業日を以下にご記入の上、退職日の入った「源泉徴収票」[コピー]または「離職票-1、-2[コピー]、または「雇用保険受給資格者証(両面)」[コピー]自営業を廃業した方は「廃業届」[コピー]をご提出ください。
令和 6 年 5 月 31 日　☑退職　☐廃業

退職の場合は退職日、廃業の場合は廃業日をご記入の上、必要書類をご提出ください。

本紙と一緒に、下記の必要書類をすべてご提出ください。なお、△印がある場合、該当する書類を
各必要書類の説明および注意事項については、案内冊子P4をご参照ください。

就職、結婚、死亡等ですでに扶養していない家族がいる場合は、備考欄に被扶養者資格の『喪失日』と『理由』を記入。
※この場合、被扶養者を削除する手続きが必要となります。速やかに所定の手続きを行ってください。

必要書類名 / 注意事項
・直近連続3ヵ月分の「給与明細書」[コピー](案内冊子P4参照) ※交通費を含む総支給額が記載されたもの ※調査対象者氏名、勤務先名称がわかるもの
・{令和5年分「確定申告書(控)」[コピー]}および{「収支内訳書」[コピー]または「青色申告決算書」[コピー]}(案内冊子P4参照)
・令和6年(3月～8月)の「送金証明書」[コピー](案内冊子P4参照)
・世帯全員の「住民票の写し」[原本](案内冊子P4参照) ※1世帯1部
・令和6年度「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」(案内冊子P4参照)

対象者お一人お一人のマイナンバー制度の情報に基づいた必要書類を印字しています。
必要書類の取得先は案内冊子P4をご参照ください。

お問合せ先　コニカミノルタ健康保険組合 被扶養者資格調査専用 法研コールセンター
TEL:0800-800-7865（無料通話）9:00～17:00 土日祝日を除く

4. 主な必要書類の説明および注意事項

1 令和6年度「所得証明書」または「課税(非課税)証明書」

収入の内訳や無収入であることを確認させていただくため令和5年度の「所得証明書」[原本またはコピー]または「課税(非課税)証明書」[原本またはコピー]をご提出ください。

※令和6年1月1日時点の住民票所在地の市区町村役所で取得してください。

※令和5年1月～12月の収入が計上されている、調査対象者のもの。

※収入がない方も必ず提出。

※「源泉徴収票」では代用できません!

書類違い・年度違い・名義違いが多いので、ご注意ください!!

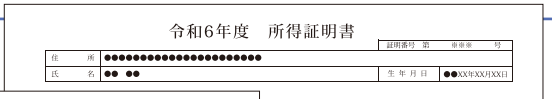

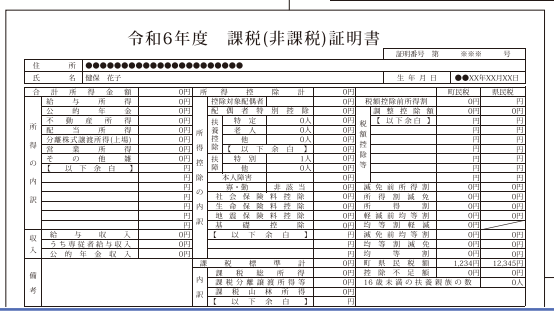

2 「住民票」続柄の記載がある世帯全員分の「住民票」[原本またはコピー]をご提出ください。

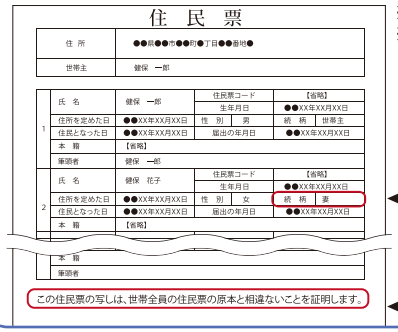

※交付3ヵ月以内。

※被保険者が業務上の単身赴任・子の国内通学の場合は提出不要。

3 「給与明細書」

令和6年6月～8月の「給与明細書」[コピー]をご提出ください。課税・非課税を問わず、税金や保険料等が控除される前の『総支給額』を確認します。

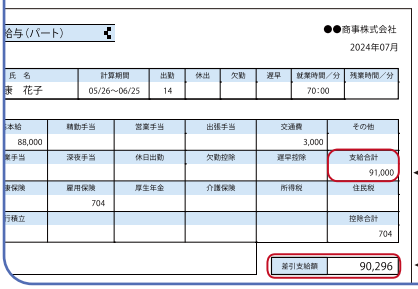

※月平均108,334円以上だが、令和6年中の収入が130万円未満となる場合は、勤務先発行の「給与支払(見込)証明書」または3ヵ月分の「給与明細書」と当組合ホームページ上の「収入に関する確約書」を提出。

4 「年金振込通知書」または「年金額改定通知書」

「年金振込通知書」[コピー]または「年金改定通知書」[コピー]をご提出ください(『受給者氏名』がわかるもの)。税金や介護保険料等が控除される前の『年金支払額』を確認します。

※発行年月の記載された、直近に発行されたもの。

※企業年金、老齢(厚生)年金、障害年金、遺族年金等、受給しているすべての年金が対象。

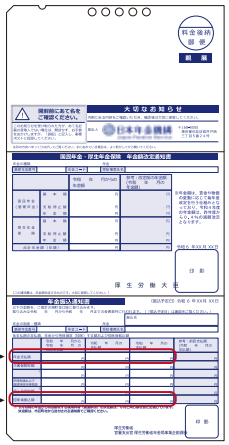

○『年金支払額』▶

✕『控除後振込額』▶ではありません

5 令和5年分「確定申告書(控)」

「確定申告書(控)」[コピー]と「収支内訳書」[コピー]または「青色申告書」[コピー]をご提出ください。原価を差し引いた『差引金額』を確認します。※自宅と店舗が別住所の場合のみ地代家賃・水道光熱費を必要経費として差し引くことを認めます。

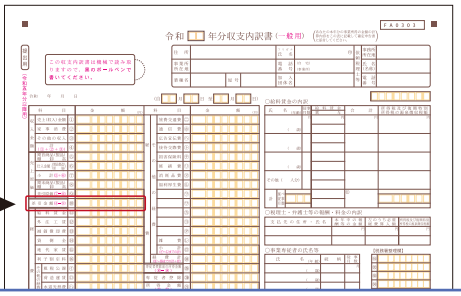

『差引金額』▶

6 「送金証明書」

令和6年3月～8月の6ヵ月分の「振込明細書」[コピー]または「通帳(表紙と金額印字部分)」[コピー]をご提出ください。

水道光熱費の領収書/クレジットカードなどの支払明細書/手渡し は認められません

被保険者の「通帳」[コピー]の該当箇所にマーカーを引き、送金額がわかるようにしてください。

誰から誰へ/いつ/金額 が分かるもの

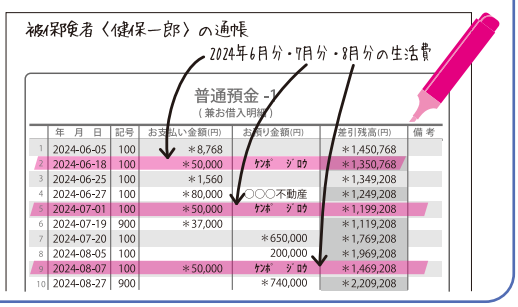

7 「在学証明書」または「学生証」

令和6年4月1日以降取得の「在学証明書」[原本]または有効期限内の「学生証(両面)」[コピー]をご提出ください。

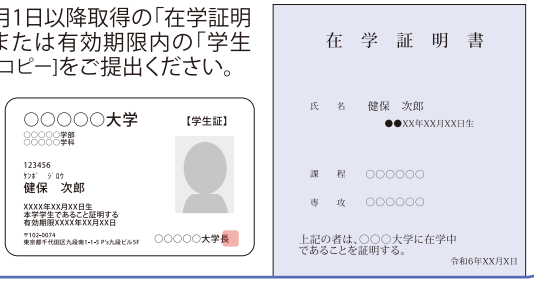

8 「退職証明書」

調査対象者が現在無職で、令和5年1月1日以降に退職した場合、調査対象者の退職日の入った「源泉徴収票」[コピー]または「離職票-1、-2」[コピー]または「雇用保険受給資格者証(両面)」[コピー]または自営業を廃業した方は「廃業届」[コピー]をご提出ください。

「個人番号(マイナンバー)」は不要です

当健康保険組合にご提出いただく書類は、「個人番号(マイナンバー)」の記載のないものをご用意願います。誤って、「個人番号(マイナンバー)」が記載された書類の交付を受けた場合は、「個人番号(マイナンバー)」部分を油性マジックペンで塗りつぶすなど、マスキングしたうえでのご提出をお願いいたします。

5. 給与収入者提出書類確認フローチャート

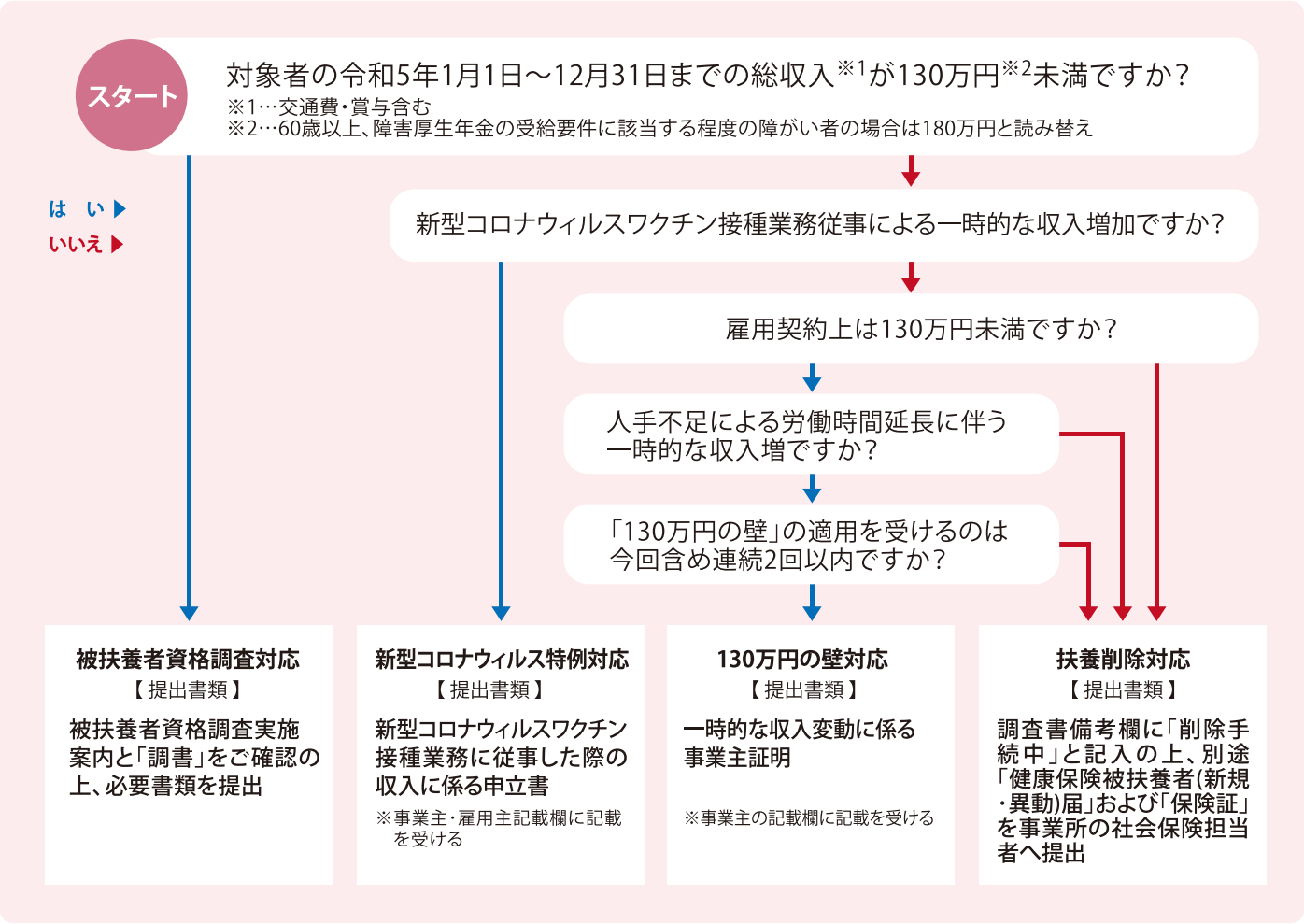

130万円の壁への対応について

パート、アルバイト等で働く方が保険料の支払いを避けるために就業調整をされているケースが多いことから、国が人手不足の解消などを目的に「年収の壁・支援強化パッケージ」を打ち出しました。これは、扶養家族の方の年収が一時的に130万円を超えた場合、勤務しているパート、アルバイト先の証明書(以下、『事業主証明書』)を健康保険組合へ提出することにより、連続2回まで扶養継続となる仕組みをつくることで、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりを後押しするという施策です。

対象者

事業主の人手不足等の事情に伴う被扶養者の労働時間延長によって、**一時的に**収入が増加した結果、直近の収入に基づく年収の見込みが130 万円以上となる方

※厚生年金保険の被保険者数が常時101人(2024年10月からは51人)以上の事業所で働く短時間労働者等の場合で、月額賃金が8.8万円以上の場合は、社会保険の加入が義務化されております。

※雇用契約書等を踏まえ、年間収入の見込みが恒常的に130万円以上となることが明らかであるような方、および自営業・フリーランスの方は、今回の措置の対象外です。

提出書類

「被扶養者の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書」

被保険者が必要事項を記入し、該当の勤務先の担当者に証明してもらったものをご提出ください。証明書は、厚生労働省HPからダウンロードしてください。

厚生労働省HP「年収の壁・支援強化パッケージ」
URL https://www.mhlw.go.jp/stf/taiou_001_00002.html
「被扶養者の収入確認に当たっての一時的な収入変動に係る事業主の証明書」
URL https://www.mhlw.go.jp/content/001159348.pdf

注意事項

- 扶養継続については、一時的な収入変動かどうかなど、コニカミノルタ健保にて総合的に判断を行うため、証明書の提出をもって必ず扶養継続されるわけではありません。

6. よくある質問 Q&A

主旨

Q.1 本調査は何のために行うのですか？

健康保険法施行規則第50条に基づき、被扶養者に認定されている方が、健康保険の認定基準を満たしているかを確認し、加入者間の不公平を是正するために行うものです。厚生労働省からも各健康保険組合において、年1回実施するよう指導されております。
なお、証明書類取得にかかる費用や交通費は全額自己負担となります。

【健康保険法施行規則第 50 条】
- 保険者は、毎年一定の期日を定め、被保険者証の検認若しくは更新または被扶養者に係る検認をすることができる

【厚生労働省通知】
- 厚生労働省保険局長通知(保発第1029004号)…被保険者証の検認については、保険給付の適正化の観点から、毎年実施すること
- 厚生労働省保険局課長通知(保保発第1029005)…被保険者証の検認または更新に際しては、被扶養者の認定の適否を再確認すること

調査対象者

Q.2 調査対象者の被扶養者削除の手続きは「健康保険被扶養者(新規・異動)届」を提出し、終了しているはずですが、「調書」が届きました。どうしたら良いですか？

「調書」のみご提出ください。
データ処理に時間のかかる都合上、既にお手続きされている方にも「調書」が届く場合があります。
調査対象者の氏名を赤二重線で消し、備考欄に「健保提出済」と記入し「調書」のみご提出ください。
手続きをしたが保険証が手元にある方は、手続きが完了していない可能性がありますので、健康保険組合へご連絡ください（Tel 042-642-9311）

調査対象者							
フリガナ 氏名	ケンポ タロウ ~~健保 太郎~~	続柄	長男	生年月日	○○XX年XX月XX日	健保使用欄	
現在の職業等（複数選択可）	□パート・アルバイト □年金受給者 □学生 □無職 □会社員 □自営業 □18歳未満			同別居	□同居 □非同居		
令和5年1月～12月の期間で以下の収入があった場合、☑チェックしてください。						備考	
□雇用保険 □傷病手当金 □出産手当金 □その他（ ）						健保提出済	
令和5年1月以降に退職・廃業した方 退職日または廃業日を以下にご記入の上、退職日の入った「源泉徴収票」[コピー]または「離職票-1、-2[コピー]、または「雇用保険受給資格者証(両面)」[コピー]自営業を廃業した方は「廃業届」[コピー]をご提出ください。 令和 年 月 日 □退職 □廃業							

Q.3 扶養に入れているはずの小学生の子供の「調書」が入っていませんが、どうしてですか？

今回の調査対象者のみ「調書」が入っています。
調査対象者は、マイナンバー制度による情報連携で、収入等の追加調査が必要となった令和6年4月1日現在16歳以上のご家族です。
対象でないご家族の「調書」は同封されておりません。

Q.4 私(被保険者)は令和6年9月30日に退職しますが、「調書」と必要書類の提出は必要ですか？

「調書」のみご提出ください。
被保険者が令和6年9月30日までに退職する場合、「調書」の余白に「令和6年〇月〇日退職」と退職日を記入し、被保険者の捺印のうえ「調書」のみ提出してください。

提出

Q.5 提出期限までに取得できない書類があります。遅れて提出しても良いですか？

期限内に提出できる書類は先にご提出ください。
提出が遅れる書類については「調書」の備考欄もしくは余白に『遅れる書類名』『提出予定日』をご記入ください。なお、遅れて書類をご提出される場合の封筒・郵送料等は全額自己負担です。

住民票

Q.6 世帯全員の住民票には調査対象者でない家族も記載されています。調査対象者の部分のみ提出しても良いですか？

そのままご提出ください。
「住民票」の一部を抜き取る、切り取る等を行った場合、世帯全員として無効になるため、再提出をお願いしています。「住民票」が複数枚の場合も必ずすべてのページをご提出ください。

上記以外にも「よくあるお問い合わせ」が健保ホームページ
<https://www.konicaminolta-kenpo.or.jp>
にありますので、ご参照ください。

6. 被扶養者の削除手続き

被扶養者は、被保険者の収入によって生計を維持していることが必要となります。被扶養者が経済的に自立するなど、日常の生活実態が大きく変化し、被扶養者としての認定基準を満たさなくなった場合は、速やかに削除手続きをお願いします。

以下の①～⑤に当てはまる場合は、被扶養者の削除手続きが必要です。「調書」および必要書類をご提出いただいた後、別途下記該当書類を事業所の社会保険担当者へ提出してください。

対象者	書　類	発行元	※ 削除日
① 勤務先の健康保険に加入したとき。	「健康保険被扶養者(新規・異動)届」	当健康保険組合のホームページ	〈資格取得日〉
	当健康保険組合の「保険証(現物)」 ※削除対象者分	お手元	
② 離婚・死亡したとき。	「健康保険被扶養者(新規・異動)届」	当健康保険組合のホームページ	〈離婚した日〉または〈死亡した日の翌日〉
	当健康保険組合の「保険証(現物)」 ※削除対象者分	お手元	
③ ●同居条件の被扶養者が別居したとき。(被保険者の直系尊属・配偶者・子・孫・兄弟姉妹を除く三親等以内の親族) ●海外居住することになり、国内居住要件を満たさなくなったとき。	「健康保険被扶養者(新規・異動)届」	当健康保険組合のホームページ	〈送金(仕送り)が確認できない日〉または〈別居した日〉または＜海外居住した日＞
	当健康保険組合の「保険証(現物)」 ※削除対象者分	お手元	
④ 他の家族の被扶養者となったとき。	「健康保険被扶養者(新規・異動)届」	当健康保険組合のホームページ	〈資格取得日〉
	当健康保険組合の「保険証(現物)」 ※削除対象者分	お手元	
⑤ ●年収130万円以上を超える収入が見込まれるようになったとき。 ※60歳以上または障害年金受給の場合は180万円以上 ●年間収入が被保険者の年間収入の1/2以上見込まれるようになったとき。	「健康保険被扶養者(新規・異動)届」	当健康保険組合のホームページ	〈収入超過が見込まれる翌月1日〉
	当健康保険組合の「保険証(現物)」 ※削除対象者分	お手元	
その他　被保険者との生計維持関係がない方	理由により添付していただく書類が異なりますので当健康保険組合に問い合せください。		

※削除日とは扶養から外れる日です。

「健康保険被扶養者(新規・異動)届」は当健康保険組合ホームページからダウンロードできます。

https://www.konicaminolta-kenpo.or.jp